

十九八	七八六	五四	三二	一	○財務省令第三十号(昭和五十七年大蔵省告示第百三十号)第七条第三項の規定に基づき、平成二十三年三月二十二日(以下「振替法」といふ。)に施行する。割引短期国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省告示第百三十一号)第七条第三項の規定による。	
償還期限	發行価格	發行単位	振替額及方法	最低額面金額	特種法律(以下「振替法」といふ。)の適用の根拠及び記載	
た平十額平す額の振 だ成一面成るの記替 し二錢金二。整載法 、十五額十數又の 償四厘百三十倍は規 還年三年につき年記定 期が銀行休業日に に	千千額引日振の以律社 万万面受本替適用銀 円円金け機関行を受 額で四千四百三十二 による借換えのため 額はよに、るよ最振 も額口の面座と金簿	千千額引日振の以律社 万万面受本替適用銀 円円金け機関行を受 額で四千四百三十二 による借換えのため 額はよに、るよ最振 も額口の面座と金簿	特種法律(以下「振替法」といふ。)の適用の根拠及び記載	特種法律(以下「振替法」といふ。)の適用の根拠及び記載	特種法律(以下「振替法」といふ。)の適用の根拠及び記載	特種法律(以下「振替法」といふ。)の適用の根拠及び記載

財務大臣 野田佳彦
國庫短期証券(第百七十八回)

十
三
二
一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
二 銀 金 金 る
十 行 額 を と
三 百 支 き
年 円 払 は
三 に う 、
月 つ 。 そ
二 き の
十 百 翌 営
二 円 業 日
日 に